

第6期計画（現行計画）概要及び第7期計画（次期計画）骨子

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子																																										
1 計画期間	平成23年から平成27年までの5カ年間	平成28年から平成32年までの5カ年間																																										
2 児島湖の水質保全に関する方針 (1) 計画期間内に達成すべき目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現況 (平成22年度)</th> <th>目標値 (平成27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>75%値</td> <td>8.0mg/L</td> <td>7.5mg/L</td> </tr> <tr> <td>(参考)年平均値</td> <td>7.7mg/L</td> <td>7.1mg/L</td> </tr> <tr> <td>全窒素(T-N)</td> <td>年平均値</td> <td>1.2mg/L</td> <td>1.1mg/L</td> </tr> <tr> <td>全りん(T-P)</td> <td>年平均値</td> <td>0.19mg/L</td> <td>0.17mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	項目		現況 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	8.0mg/L	7.5mg/L	(参考)年平均値	7.7mg/L	7.1mg/L	全窒素(T-N)	年平均値	1.2mg/L	1.1mg/L	全りん(T-P)	年平均値	0.19mg/L	0.17mg/L	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現況 (平成27年度)</th> <th>目標値 (平成32年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>75%値</td> <td rowspan="4">※今後集計予定</td> <td rowspan="4">※今後検討予定</td> </tr> <tr> <td>(参考)年平均値</td> </tr> <tr> <td>全窒素(T-N)</td> <td>年平均値</td> </tr> <tr> <td>全りん(T-P)</td> <td>年平均値</td> </tr> </tbody> </table>	項目		現況 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	※今後集計予定	※今後検討予定	(参考)年平均値	全窒素(T-N)	年平均値	全りん(T-P)	年平均値										
項目		現況 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)																																									
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	8.0mg/L	7.5mg/L																																									
	(参考)年平均値	7.7mg/L	7.1mg/L																																									
全窒素(T-N)	年平均値	1.2mg/L	1.1mg/L																																									
全りん(T-P)	年平均値	0.19mg/L	0.17mg/L																																									
項目		現況 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)																																									
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	※今後集計予定	※今後検討予定																																									
	(参考)年平均値																																											
全窒素(T-N)	年平均値																																											
全りん(T-P)	年平均値																																											
(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	<p>児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、進行管理・実績評価、定期的な見直しを進め、それに伴う段階的かつ着実な水質の改善によって、平成37年度頃の長期ビジョン達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道等の早期整備と高度処理の推進 ○ 下水道処理施設への接続促進 ○ くみ取り、単独処理浄化槽の早期廃止と合併処理浄化槽・高度合併処理浄化槽への転換を含めた整備促進 ○ 旭川・高梁川から取水されている農業用水の再利用 ○ ヨシ原の管理等による自然の浄化機能の再生への取組 ○ 環境にやさしい農業の普及促進 ○ 県民との協働による環境美化活動や水質の監視及び水質保全活動 ○ 平成37年までに化学的酸素要求量を5mg/L以下まで改善 	<p>児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、進行管理・実績評価、定期的な見直しを進め、それに伴う段階的かつ着実な水質の改善によって、平成37年度頃の長期ビジョン達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道等の早期整備と高度処理の推進 ○ 下水道処理施設への接続促進 ○ くみ取り、単独処理浄化槽の早期廃止と合併処理浄化槽・高度合併処理浄化槽への転換を含めた整備促進 ○ 旭川・高梁川から取水されている農業用水の再利用 ○ ヨシ原の管理等による自然の浄化機能の再生への取組 ○ 環境にやさしい農業の普及促進 ○ 県民との連携による環境美化活動や水質の監視及び水質保全活動 ○ <u>平成37年頃を目途に化学的酸素要求量を5mg/L以下まで改善</u>（今後見直し予定） 																																										
3 湖沼の水質保全に資する事業 (1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備	<p>① 下水道の整備・合流式下水道の越流水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(平成22年度)</th> <th>目標(平成27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道処理人口</td> <td>445千人</td> <td>489千人</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>68.0%</td> <td>73.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 農業集落排水施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(平成22年度)</th> <th>目標(平成27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>13施設</td> <td>13施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合併処理浄化槽等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(平成22年度)</th> <th>目標(平成27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併処理浄化槽の整備</td> <td>25,393基</td> <td>31,061基</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設の整備</td> <td>6施設</td> <td>6施設のうち1施設を更新</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状(平成22年度)	目標(平成27年度)	下水道処理人口	445千人	489千人	下水道普及率	68.0%	73.7%	項目	現状(平成22年度)	目標(平成27年度)	農業集落排水施設	13施設	13施設	項目	現状(平成22年度)	目標(平成27年度)	合併処理浄化槽の整備	25,393基	31,061基	し尿処理施設の整備	6施設	6施設のうち1施設を更新	<p>① 下水道の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(平成27年度)</th> <th>目標(平成32年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道処理人口</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合流式下水道の越流水対策を削除</p> <p>② 農業集落排水施設の整備 ※表を削除</p> <p>③ 合併処理浄化槽等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(平成27年度)</th> <th>目標(平成32年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併処理浄化槽の整備</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設の整備</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状(平成27年度)	目標(平成32年度)	下水道処理人口	※今後集計予定	※今後検討予定	下水道普及率	※今後集計予定	※今後検討予定	項目	現状(平成27年度)	目標(平成32年度)	合併処理浄化槽の整備	※今後集計予定	※今後検討予定	し尿処理施設の整備	※今後集計予定	※今後検討予定
項目	現状(平成22年度)	目標(平成27年度)																																										
下水道処理人口	445千人	489千人																																										
下水道普及率	68.0%	73.7%																																										
項目	現状(平成22年度)	目標(平成27年度)																																										
農業集落排水施設	13施設	13施設																																										
項目	現状(平成22年度)	目標(平成27年度)																																										
合併処理浄化槽の整備	25,393基	31,061基																																										
し尿処理施設の整備	6施設	6施設のうち1施設を更新																																										
項目	現状(平成27年度)	目標(平成32年度)																																										
下水道処理人口	※今後集計予定	※今後検討予定																																										
下水道普及率	※今後集計予定	※今後検討予定																																										
項目	現状(平成27年度)	目標(平成32年度)																																										
合併処理浄化槽の整備	※今後集計予定	※今後検討予定																																										
し尿処理施設の整備	※今後集計予定	※今後検討予定																																										

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子																	
(2) 湖沼等の浄化対策	① ヨシ原の適正な管理 水中の窒素やリンを吸収するとともに水質浄化の効果を有し、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているヨシ原の適正な管理	① ヨシ原の適正な管理 ・水中の窒素やリンを吸収するとともに水質浄化の効果を有し、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているヨシ原の適正な管理																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成18～22年度）</th> <th>目標（平成23～27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨシ原の管理</td> <td>124,750㎡</td> <td>125,000㎡</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）	ヨシ原の管理	124,750㎡	125,000㎡	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成23～27年度）</th> <th>目標（平成28～32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨシ原の管理</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）	ヨシ原の管理	※今後集計予定	※今後検討予定					
	対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）																
	ヨシ原の管理	124,750㎡	125,000㎡																
	対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）																
	ヨシ原の管理	※今後集計予定	※今後検討予定																
	② 農業用水の再利用 非かんがい期における児島湖の水質保全に資するための旭川及び高梁川からの農業用水の再利用	② 農業用水の再利用 ・非かんがい期における児島湖の水質保全に資するための旭川及び高梁川からの農業用水の再利用																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成18～22年度）</th> <th>目標（平成27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用水の再利用</td> <td>562,000m³/日 （5年間平均）</td> <td>589,000m³/日</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成27年度）	農業用水の再利用	562,000m ³ /日 （5年間平均）	589,000m ³ /日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成23～27年度）</th> <th>目標（平成32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用水の再利用</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成32年度）	農業用水の再利用	※今後集計予定	※今後検討予定					
	対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成27年度）																
	農業用水の再利用	562,000m ³ /日 （5年間平均）	589,000m ³ /日																
対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成32年度）																	
農業用水の再利用	※今後集計予定	※今後検討予定																	
③ 流入河川等のしゅんせつ 笹ヶ瀬川、倉敷川等流入河川及び児島湖に流入する用排水路における、しゅんせつの実施	③ 流入河川等のしゅんせつ ・笹ヶ瀬川、倉敷川等流入河川及び児島湖に流入する用排水路における、しゅんせつの実施																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成18～22年度）</th> <th>目標（平成23～27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流入河川のしゅんせつ</td> <td>17,158m³</td> <td>20,000m³</td> </tr> <tr> <td>用排水路のしゅんせつ</td> <td>12,300m³</td> <td>8,150m³</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）	流入河川のしゅんせつ	17,158m ³	20,000m ³	用排水路のしゅんせつ	12,300m ³	8,150m ³	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成23～27年度）</th> <th>目標（平成28～32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流入河川のしゅんせつ</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> <tr> <td>用排水路のしゅんせつ</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）	流入河川のしゅんせつ	※今後集計予定	※今後検討予定	用排水路のしゅんせつ	※今後集計予定	※今後検討予定
対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）																	
流入河川のしゅんせつ	17,158m ³	20,000m ³																	
用排水路のしゅんせつ	12,300m ³	8,150m ³																	
対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）																	
流入河川のしゅんせつ	※今後集計予定	※今後検討予定																	
用排水路のしゅんせつ	※今後集計予定	※今後検討予定																	
④ 多自然川づくり等の推進 河川や用排水路の護岸改修に当たっては、多自然川づくりを行うなど、自然の水質浄化機能を回復、活用するよう努める。	④ 多自然川づくり等の推進 ・河川や用排水路の護岸改修における多自然川づくりの改修による、自然の水質浄化機能を回復、活用																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成18～22年度）</th> <th>目標（平成23～27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川等の改修</td> <td>7箇所</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>水路等の整備</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）	河川等の改修	7箇所	7箇所	水路等の整備	1箇所	1箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成23～27年度）</th> <th>目標（平成28～32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川等の改修</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> <tr> <td>水路等の整備</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）	河川等の改修	※今後集計予定	※今後検討予定	水路等の整備	※今後集計予定	※今後検討予定
対 策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）																	
河川等の改修	7箇所	7箇所																	
水路等の整備	1箇所	1箇所																	
対 策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）																	
河川等の改修	※今後集計予定	※今後検討予定																	
水路等の整備	※今後集計予定	※今後検討予定																	
⑤ その他 児島湖や流入河川、用排水路における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁及び児島湖への流入を防止するための水生植物の除去を行う。 また、生物の生息を阻害し、景観の悪化にもつながるゴミの除去を行う。	⑤ 児島湖や流入河川等における水生植物の適正な管理 ・児島湖や流入河川、用排水路における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁及び児島湖への流入を防止するための水生植物の除去 ・既存の水利施設の障害となる過剰に繁茂した水草、切れ藻等の除去																		
	⑥ 環境用水の導水 ・非かんがい期における児島湖の水質保全に資するため、環境用水の効果を実証する社会実験	⑥ 環境用水の導水 ・非かんがい期における児島湖の水質保全に資するため、環境用水の効果を実証する社会実験																	
	⑦ 児島湖や流入河川等におけるゴミ対策 ・流域におけるゴミの発生抑制対策の実施 ・児島湖や流入河川等におけるゴミの除去	⑦ 児島湖や流入河川等におけるゴミ対策 ・流域におけるゴミの発生抑制対策の実施 ・児島湖や流入河川等におけるゴミの除去																	

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子						
<p>4 水質保全のための規制その他の措置 (1) 工場・事業場排水対策</p>	<p>① 排水規制 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に加えて、岡山県では、排水基準を定める条例により、日平均排水量が20m³以上又は日最大排水量が50m³以上である特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法のみなし指定地域特定施設を設置する事業場（ただし、一部の特定施設及びみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置している事業場については、排水量を問わない。）に対し、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等に係る上乗せ排水基準を適用している。 また、日平均排水量が50m³以上の特定事業場については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準についても適用している。 さらに、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、水質汚濁防止法等で規制されていない事業場のうち、比較的汚濁負荷の高い20施設を特定施設に指定し、日平均排水量が20m³以上又は日最大排水量が50m³以上である事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等の排水基準を適用している。 こうした排水基準及び総量規制基準を遵守させるため、立入検査等により監視・指導を強化するとともに、市町と連携を図りながら、違法行為に対する指導・取締りを徹底する。</p> <p>② 汚濁負荷量の抑制 湖沼特定事業場の汚濁負荷量を抑制するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、汚濁負荷量の規制基準を適用し、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。</p> <p>③ 指定施設等の構造、使用の規制 湖沼水質保全特別措置法施行令第6条に基づく指定施設、並びに同施行令第10条に基づく準用指定施設については、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例に基づき、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。</p> <p>④ 小規模特定・未規制事業場に対する指導、助言、勧告 水質汚濁防止法による濃度規制及び湖沼水質保全特別措置法による構造・使用規制の対象とならない小規模特定事業場並びに湖沼特定施設を設置しない未規制事業場について、必要な指導、助言、勧告を行う。</p>	<p>① 排水規制 ・水質汚濁防止法に基づく一律排水基準、排水基準を定める条例に基づく上乗せ排水基準の適用 ・水質汚濁防止法等の規制対象外事業場に対する岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排水基準の適用 ・立入検査等による監視・指導の強化 ・違法行為に対する指導・取締りの徹底</p> <table border="1" data-bbox="1813 499 2822 632"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成27年度）</th> <th>目標（平成32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場・事業場の排水基準適合率</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 汚濁負荷量の抑制 ・水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制基準の適用 ・湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量の規制基準の適用 ・立入検査等による関係法令の順守徹底</p> <p>③ 指定施設等の構造、使用の規制 ・湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例の適用</p> <p>④ 小規模特定・未規制事業場に対する指導、助言、勧告 ・水質汚濁防止法による濃度規制及び湖沼水質保全特別措置法による構造・使用規制の対象とならない小規模特定事業場並びに湖沼特定施設を設置しない未規制事業場に対する必要な指導、助言、勧告の実施</p>	対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）	工場・事業場の排水基準適合率	※今後集計予定	※今後検討予定
対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）						
工場・事業場の排水基準適合率	※今後集計予定	※今後検討予定						
<p>(2) 生活排水対策</p>	<p>① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定等 指定地域内において、水質汚濁防止法により生活排水対策重点地域に指定されている岡山市、倉敷市、玉野市、総社市では、生活排水対策推進計画に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業と整合を図りつつ、合併処理浄化槽、廃油回収施設等の整備を推進する。</p> <p>② 下水道等への接続促進 下水道及び農業集落排水施設の供用区域においては、市町の融資制度の活用等により遅滞なく生活排水を処理施設へ接続するよう、地域住民に対し啓発、指導を行う。</p>	<p>① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定等 ・岡山市、倉敷市、玉野市、総社市では、生活排水対策推進計画に基づき、合併処理浄化槽、廃油回収施設等の整備を推進</p> <p>② 下水道等への接続促進 ・下水道及び農業集落排水施設の供用区域においては、市町の融資制度の活用等により遅滞なく生活排水を処理施設へ接続するよう、地域住民に対し啓発、指導を実施</p>						

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子												
	<p>③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に当たっては、浄化槽撤去費用助成制度の普及により、その促進を図る。</p> <p>④ 浄化槽の適正な設置及び管理 浄化槽については、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃、検査の徹底に努め、不適切な施設に対しては、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。</p> <p>⑤ 各家庭における生活雑排水対策の推進 各家庭に対して、クリーンネットや微細目ストレーナー、三角コーナーの使用による調理くずの流出防止、ディスポーザーの使用禁止（岡山県児島湖環境保全条例施行規則で定めたものを除く。）、廃食用油の流出防止と石けん・燃料等への再生、洗剤の適正使用等について指導するとともに、パンフレット・チラシの配布、研修会の開催、マスメディアを利用した広報等、生活雑排水対策の推進に係る普及啓発に努める。</p> <p>⑥ 環境保全実践モデル地区の見直し 岡山県児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区は、指定地域内で11カ所が指定され、市町において策定された環境保全推進計画に基づき各種実践活動に取り組んできたところであるが、より効果的な環境保全への取組を行うため、本制度のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1813 275 2822 384"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成27年度）</th> <th>目標（平成32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道水洗化率</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 ・浄化槽撤去費用助成制度の普及により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進</p> <table border="1" data-bbox="1813 533 2822 642"> <thead> <tr> <th>対 策</th> <th>現状（平成27年度）</th> <th>目標（平成32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換基数</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 浄化槽の適正な設置及び管理 ・浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃、検査の徹底 ・立入検査等による関係法令の遵守徹底</p> <p>⑤ 各家庭における生活雑排水対策の推進 ・各家庭に対して、クリーンネットや微細目ストレーナー、三角コーナーの使用による調理くずの流出防止、ディスポーザーの使用禁止（岡山県児島湖環境保全条例施行規則で定めたものを除く。）、廃食用油の流出防止と石けん・燃料等への再生、洗剤の適正使用等に係る普及啓発</p> <p>⑥ 環境保全実践モデル地区の見直し ・岡山県児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区について、効果的な環境保全への取組を行うため、本制度のあり方を検討し、必要に応じて見直し</p>	対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）	下水道水洗化率	※今後集計予定	※今後検討予定	対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）	転換基数	※今後集計予定	※今後検討予定
対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）												
下水道水洗化率	※今後集計予定	※今後検討予定												
対 策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）												
転換基数	※今後集計予定	※今後検討予定												
<p>(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策</p>	<p>① 排水濃度規制及び構造・使用規制 日平均排水量が20m³以上の畜舎（面積300m²以上の豚房については排水量を問わない。）からの排水に対しては、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準を適用するとともに、規制の対象とならない指定施設、準用指定施設に対しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制の遵守徹底を図る。</p> <p>② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守 指定地域内の畜産農家（23戸）に対して、毎年度、全戸巡回指導を実施し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の方法に関する基準に沿った排せつ物の管理がなされるよう指導し、不適切な事業者に対しては、指導、助言、勧告、命令を行うほか、必要に応じ、畜産環境整備リース事業により、家畜による水質汚濁の未然防止に努める。</p>	<p>① 排水濃度規制及び構造・使用規制 ・水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の適用 ・規制対象外施設に対する湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制の遵守徹底</p> <p>② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく巡回指導の実施 ・不適切な事業者に対する指導、助言、勧告、命令 ・畜産環境整備リース事業による助成</p>												

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子																																											
<p>(4) 流出水対策</p>	<p>① 農地対策</p> <p>岡山県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき、有機物の適切な農地還元等による土づくりを基本に、土壌診断による適正かつ効率的な施肥等により化学肥料の施用量を低減し、生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた将来とも持続可能な農業を推進するとともに、水田の水質浄化機能を活かした水管理など環境保全型農業を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="721 459 1733 972"> <thead> <tr> <th>対策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土づくりに関する技術の普及</td> <td>・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用</td> </tr> <tr> <td>化学肥料低減技術の普及</td> <td>・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）</td> </tr> <tr> <td>水、畦畔管理技術の普及</td> <td>・代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>化学肥料低減技術の普及による施肥量の削減</p> <table border="1" data-bbox="721 1121 1733 1318"> <thead> <tr> <th>対策</th> <th>現状（平成22年度）</th> <th>目標（平成27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減</td> <td>（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 18%</td> <td>（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 都市地域対策</p> <p>市街地等からの降雨に伴い流出する汚濁負荷に関しては、道路路面、道路側溝等の清掃を行うとともに、地域住民の協力を得て、公園、生活道路、側溝等の清掃を実施する。また、市街地等からの汚濁負荷に関し実態把握に努めるとともに、透水性舗装や雨水貯留施設等、効果的な汚濁負荷低減対策を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="721 1545 1733 1675"> <thead> <tr> <th>対策</th> <th>現状（平成18～22年度）</th> <th>目標（平成23～27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路路面の清掃（国道、県道、市町道）</td> <td>6,535km/年</td> <td>6,823km/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策</p> <p>湖沼水質保全特別措置法に基づき、岡山市南区北七区地区を流出水対策地区として指定するとともに、流出水対策推進計画を定め、重点的な対策を実施するよう努める。</p>	対策	内容	土づくりに関する技術の普及	・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用	化学肥料低減技術の普及	・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）	水、畦畔管理技術の普及	・代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理	対策	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）	土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 18%	（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 35%	対策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）	道路路面の清掃（国道、県道、市町道）	6,535km/年	6,823km/年	<p>① 農地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき、生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた将来とも持続可能な農業の推進 土壌診断に基づく適正施肥の推進 水田の水質浄化機能を活かした水管理の推進 <table border="1" data-bbox="1804 459 2816 1047"> <thead> <tr> <th>対策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土づくりに関する技術の普及</td> <td>・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用</td> </tr> <tr> <td>化学肥料低減技術の普及</td> <td>・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）</td> </tr> <tr> <td>濁水の流出防止</td> <td>・浅水代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理 ・多面的機能支払交付金を活用した集落ぐるみによる農業排水対策に関する啓発の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>化学肥料低減技術の普及による施肥量の削減</p> <table border="1" data-bbox="1804 1121 2816 1318"> <thead> <tr> <th>対策</th> <th>現状（平成27年度）</th> <th>目標（平成32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減</td> <td>※今後集計予定 （児島湖流域の水稲栽培でのL字型肥料の普及面積率）</td> <td>※今後検討予定 （児島湖流域の水稲栽培でのL字型肥料の普及面積率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 都市地域対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路路面、道路側溝等の清掃 公園、生活道路、側溝等の清掃 市街地等からの汚濁負荷の実態把握 透水性舗装や雨水貯留施設等、効果的な汚濁負荷低減対策の検討 <table border="1" data-bbox="1804 1545 2816 1751"> <thead> <tr> <th>対策</th> <th>現状（平成23～27年度）</th> <th>目標（平成28～32年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路路面の清掃（国道、県道）</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> <tr> <td>道路路面の清掃（市町道）</td> <td>※今後集計予定</td> <td>※今後検討予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策</p> <p>流出水対策推進計画に基づき、重点的な対策を実施</p>	対策	内容	土づくりに関する技術の普及	・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用	化学肥料低減技術の普及	・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）	濁水の流出防止	・浅水代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理 ・多面的機能支払交付金を活用した集落ぐるみによる農業排水対策に関する啓発の推進	対策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）	土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	※今後集計予定 （児島湖流域の水稲栽培でのL字型肥料の普及面積率）	※今後検討予定 （児島湖流域の水稲栽培でのL字型肥料の普及面積率）	対策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）	道路路面の清掃（国道、県道）	※今後集計予定	※今後検討予定	道路路面の清掃（市町道）	※今後集計予定	※今後検討予定
対策	内容																																												
土づくりに関する技術の普及	・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用																																												
化学肥料低減技術の普及	・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）																																												
水、畦畔管理技術の普及	・代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理																																												
対策	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）																																											
土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 18%	（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 35%																																											
対策	現状（平成18～22年度）	目標（平成23～27年度）																																											
道路路面の清掃（国道、県道、市町道）	6,535km/年	6,823km/年																																											
対策	内容																																												
土づくりに関する技術の普及	・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用																																												
化学肥料低減技術の普及	・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）																																												
濁水の流出防止	・浅水代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理 ・多面的機能支払交付金を活用した集落ぐるみによる農業排水対策に関する啓発の推進																																												
対策	現状（平成27年度）	目標（平成32年度）																																											
土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	※今後集計予定 （児島湖流域の水稲栽培でのL字型肥料の普及面積率）	※今後検討予定 （児島湖流域の水稲栽培でのL字型肥料の普及面積率）																																											
対策	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）																																											
道路路面の清掃（国道、県道）	※今後集計予定	※今後検討予定																																											
道路路面の清掃（市町道）	※今後集計予定	※今後検討予定																																											

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子
		<p>〈指定地区〉岡山市南区北七区地区（農地 3.38km²、道路 24.9km）</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の普及・定着 ・アダプト等による道路、水路の環境美化活動 ・道路管理者等による道路、側溝等の清掃 ・効果確認のための各種調査 ・流出対策に係る普及啓発
（5）緑地の保全その他環境の保護・回復	<p>① アダプト事業の推進</p> <p>おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトを一層推進し、地域住民との協働による児島湖流域（湖畔、道路、河川）の環境美化に努めることにより、流域の水質を保全する。</p> <p>② 水生生物、生育環境の保全</p> <p>流域河川に生息する生物の保護活動を通じて、流域の水質保全意識の高揚を図る。また、児島湖を淡水魚介類の豊富な漁場として再生させるため、フナ、ウナギ等の放流事業、産卵・育成の場となる水生植物帯の適正な管理や、清掃活動の一層の推進等により水質を保全し、淡水魚介類の生育環境の改善を図る。</p> <p>③ 緑地の保全その他自然環境の保護</p> <p>本計画中の各種汚濁源対策と相まって児島湖の水質保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、生物多様性基本法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地保全法、河川法、土地改良法等関係法令や関係諸制度の的確な運用を行うことにより、緑地の保全その他自然環境の保護に努める。</p>	<p>① アダプト事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトの推進 <p>② 水生生物、生育環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全意識の高揚を図るため、流域河川に生息する生物の保護活動の実施 ・淡水魚介類の生育環境の改善のための水生植物帯の適正な管理や清掃活動の推進 ・生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物対策の啓発・実践 <p>③ 緑地の保全その他自然環境の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法、自然公園法、生物多様性基本法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、河川法、土地改良法等関係法令や関係諸制度の的確な運用
5 その他水質保全のために必要な措置 （1）公共用水域の監視	<p>① 公共用水域の水質測定</p> <p>指定地域内の公共用水域の水質の状況を的確に把握するため、岡山市、倉敷市では、児島湖内の4地点及び流入河川の11地点において、定期的に水質の監視、測定を実施する。また、その他の市町では、小規模な河川、農業用水路等の水質検査を行う。</p> <p>② 県民との協働による監視等</p> <p>児島湖に親しみと関心をもってもらうため、「水質調査を行う団体」を募集し、定期的なモニタリング及び県民にわかりやすい指標（例：湖水の透明度、におい、湖辺のゴミの量等）に基づくチェック、評価を行ってもらい、その結果を水質の監視・測定結果に活用する。併せて、モニター会議等の場で必要な対策等について意見交換を行う。</p>	<p>① 公共用水域の水質測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市、倉敷市では、児島湖内の4地点及び流入河川の11地点において、水質の監視、測定を実施 ・流域市町では、小規模な河川、農業用水路等の水質検査を実施 <p>② 県民参加による監視等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民参加による水質監視等の実施
（2）調査研究の推進等	<p>① 検討会による調査研究</p> <p>調査研究の主なテーマは次のとおりであり、実施にあたっては、検討会を設置し、効果的な調査方法や役割分担を検討するとともに、定期的に結果の評価及び児島湖に適した水質浄化技術の検討を行う。</p>	<p>① 検討会による調査研究</p> <p>行政機関と大学等が効率的かつ効果的に調査を実施すべく設置した検討会による共同調査研究の実施</p>

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子
	<p>ア 水質汚濁メカニズムの解明等 児島湖の水質汚濁メカニズムの解明に向けて、児島湖における底泥からのりん溶出因子に関する調査、非特定汚染源における流出水対策の効果や水田原単位の補正方法の確認に関する調査等、水質改善対策に資する調査研究を実施する。</p> <p>イ 水生生物の有効活用等に係る研究の推進 水生植物を用いた水質浄化、漁獲による湖内からの負荷の取り出しなど、水生生物を活用した水質浄化技術とその効果等について研究を推進する。</p> <p>ウ 新たな水質指標に係る調査 国が導入を検討している下層 D0(溶存酸素)、透明度、TOC（全有機炭素）等の新たな水質指標に係る水質調査を実施する。</p> <p>② 関連対策の評価 国営総合農地防災事業「児島湖沿岸地区」の完了後の評価を実施する。</p>	<p>ア 水質汚濁メカニズムの解明 イ 水生生物の有効活用等に係る研究の推進 ウ 新たな水質指標に係る調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>※その他調査研究等についても、現在検討中</p> </div> <p>※② 関係対策の評価を削除</p>
<p>(3) 県民との協働による環境保全活動の推進</p>	<p>① 推進体制の拡充 長期ビジョンの達成に向けて、これまで環境保全活動を推進してきた児島湖流域環境保全対策推進協議会を必要に応じて見直すなど、地域住民、NPO、事業者、教育機関、関係団体、行政機関等の協働によるネットワークの拡充を図る。</p> <p>② 積極的な情報発信 公共用水域の水質測定及び住民が行う水質調査の結果に基づき、各種対策の進捗状況及びその評価について、積極的な情報発信に努める。</p> <p>③ 普及啓発活動の推進 児島湖の水質保全対策を推進するに当たっては、地域住民の生活排水対策等に関する理解と協力が不可欠であることから、各種パンフレットや児島湖情報サイト、マスメディアを利用した広報等を一層推進するとともに、シンポジウム、イベント等県民との協働による児島湖ふれあい事業を通じて、水質保全に関する普及及び意識の高揚を図る。 また、児島湖流域で見られる、魚類、鳥類、植物等の分布、水門等の施設を記載した「児島湖流域生物環境マップ」を作成し、ホームページへ掲載することにより、児島湖への関心を深める。</p> <p>④ ユスリカ対策の推進 児島湖周辺で季節的に大量発生しているユスリカは、不快害虫として問題となっていることから、誘蛾灯の設置を促進するとともに下水道の整備や環境美化活動などの水質浄化対策に関する各種情報を発信し地域住民の水質保全意識の高揚を図る。</p>	<p>① 推進体制の充実 ・地域住民、NPO、事業者、教育機関、関係団体、行政機関等の連携によるネットワークの拡充</p> <p>② 積極的な情報発信 ・公共用水域の水質測定等の結果に基づき、各種対策の進捗状況及びその評価について、積極的に情報を発信</p> <p>③ 普及啓発活動の推進 ・各種パンフレットや児島湖情報サイト、マスメディアを利用した広報等の推進 ・水質保全に関する普及及び意識の高揚を図るため、児島湖ふなめし交流事業や各種イベント等を実施</p> <p>④ ユスリカ対策 ・水質浄化対策に関する各種情報を積極的に発信するとともにユスリカの幼虫であるアカムシの生息数調査の実施</p>
<p>(4) 環境学習の推進</p>	<p>水質保全に関する知識の普及と環境に対する意識の高揚を図るため、広く県民を対象とする環境に関連する施設等を見学・体験する「環境学習エコツアー」やNPO等環境団体との協働による環境学習出前講座の中で、水の大切さや児島湖の環境を学ぶコースを実施するとともに、環境学習車を利用した環境学習や体験学習を実施する。また、小学生を対象とした環境教育用副読本の作成に協力し、児島湖を教材とした環境学習の積極</p>	<p>・児島湖環境学習事業の実施 ・水質保全に関する知識の普及と環境に対する意識の高揚を図るため、「環境学習エコツアー」等の環境学習や体験学習の実施 ・「児島湖移動水族館」等児島湖とふれあえる事業の実施</p>

	第6期計画（現行計画）概要	第7期計画（次期計画）骨子
	<p>的な推進を図る。</p> <p>児島湖に生息する多様な生物を知ってもらい、児島湖への関心を高めるため、児島湖流域に生息する魚介類、甲殻類を水槽展示する「児島湖移動水族館」等児島湖とふれあえる事業を実施し、環境を保全する意識の高揚を図る。</p>	
(5) 関係計画等との整合	<p>本計画の推進に当たっては、指定地域内の開発に係る諸計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画等、関係計画との整合性の確保を図るとともに、岡山県児島湖環境保全条例や第3次おかやま夢づくりプランなど、児島湖の水質保全に係る関係法令・諸計画の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域内の開発に係る諸計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画との整合性を確保 岡山県児島湖環境保全条例や晴れの国おかやま生き生きプランなど、児島湖の水質保全に係る関係法令・諸計画の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう配慮
(6) 事業者等に対する支援	<p>政府系金融機関による融資制度のほか、岡山県及び市町の融資制度等の活用により、事業者による汚水処理施設等の整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府系金融機関による融資制度、岡山県及び市町の融資制度等の活用により事業者による汚水処理施設等の整備を推進
(7) 計画の進捗管理	<p>計画に基づき対策を適切に実施するため、毎年度計画の進捗管理を行い、結果を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき対策を適切に実施するため、毎年度計画の進捗管理を行い、結果を公表